

建築物エネルギー消費性能確保計画に係る軽微な変更説明書（住宅・標準計算）

（第一面）

年 月 日

建築主事 様

申請者氏名

申請に係る建築物の建築物エネルギー消費性能確保計画について、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第5条に該当する軽微な変更がありましたので、変更の内容を報告します。

(1) 建築物等の名称	
(2) 建築物等の所在地	
(3) 省エネ適合判定年月日・番号	
(4) 変更の内容	
☐ A 省エネ性能等を向上させるまたは当該性能に影響を及ぼさない変更 ☐ B 一定範囲内でエネルギー消費性能を低下させる変更 ☐ C 再計算によって基準適合が明らかな変更（建築物の用途や計算方法の変更を除く。）	
(5) 備考	
(注意)	受付欄
1. この説明書は、完了検査申請の際に、申請に係る建築物の建築物エネルギー消費性能確保計画に軽微な変更があった場合に、完了検査申請書の第三面の別紙として添付してください。 2. (4) 変更の内容において、Aにチェックした場合には第二面に、Bにチェックした場合は第三面に必要事項を記入した上で、変更内容を説明するための図書を添付してください。Cにチェックした場合には軽微変更該当証明書及びその申請に要した図書を添付してください。	

※ 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第30条第8項の規定により建築物エネルギー消費性能確保計画とみなされた計画の場合は「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第25条」と読替え、都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第8項の規定により建築物エネルギー消費性能確保計画とみなされた計画の場合は「都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則第44条」と読替える。

(第二面)

[A 省エネ性能等を向上させるまたは当該性能に影響を及ぼさない変更]

・変更内容は、☐チェックに該当する事項となる

次の①から④に該当する変更

- ☐ ①外皮の各部位の熱貫流率もしくは線熱貫流率又は日射熱取得率が増加しない変更（外皮面積が変わらない場合に限る。）、または開口部面積が増加しない変更
- ☐ ②通気等の利用によりエネルギー消費性能が低下しない変更
- ☐ ③空気調和設備等の効率が低下しない又は損失が増加しない変更（制御方法等の変更を含む。）
- ☐ ④エネルギーの効率的利用を図ることのできる設備の新設又は増設

・上記□チェックについて具体的な変更の記載欄

・添付図書等

(注意) 変更内容は、該当するものすべてにチェックをすることとし、チェックをした事項については、具体的な変更内容を記載した上で、変更内容を示す図書を添付してください。

(第三面)

[B 一定範囲内でエネルギー消費性能を低下させる変更]

・変更前の BEI＝ () ≤ 0.9
・変更内容は、①または②に該当する変更となる
☐ ① 床面積
主たる居室、その他の居室又は非居室の床面積について、それぞれ 10%を超えない増減
・変更前の U_A 値＝ () ≤ () × 0.9、 変更前の η_{AC} 値＝ () ≤ () × 0.9
☐ ② 外皮に係る変更で以下のいずれか
☐ 開口部の面積増加分が外皮面積の合計の 1/200 を超えない変更
☐ 変更する開口部面積が外皮面積の合計の 1/200 を超えない場合の断熱性能、日射遮蔽性能もしくはその両方が低下する変更又は日射遮蔽部材をなくす変更
☐ 変更する外皮の面積の合計が外皮面積の合計の 1/100 を超えない場合の開口部以外の外皮の断熱性能が低下する変更
☐ 基礎断熱の基礎形状等の変更
・上記 ☐ チェックについて具体的な変更の記載欄
・添付図書等
(注意) 変更内容は、該当するものすべてにチェックをすることとし、チェックをした事項については、具体的な変更内容を記載した上で、変更内容を示す図書を添付してください。